

第1問 答案用紙 (企業法)

問題1	<p>1 本件契約の効果が甲会社に帰属するには、Bが適法に取締役及び代表取締役に選任及び選定されている必要がある。Bは、株主総会決議（329条1項）で取締役に選任されていないが、一人株主による取締役の定めは株主総会決議と同視できるから、一人株主Aから指名されたBは適法に取締役として選任されていると解する。では、本件規定は有効か。Bは取締役会決議（362条2項3号）を経ないで自らを代表取締役として定めていることから、取締役会決議のほかに株主総会によっても代表取締役を選定できるという定款規定の有効性が問題となる。</p> <p>当該定款規定は有効と解する。295条2項は定款で拡大できる株主総会決議事項を特に制限していないし、その事項を代表取締役の選定及び解職に拡大しても、代表取締役の選定及び解職の権限が取締役に留保される限りにおいては取締役会の監督権限の実効性が失われることはないからである。したがって、Bが有効な本件規定によって自身を代表取締役としたことは、すでに述べたように株主総会決議と同視し、Bは、適法に代表取締役として選定されていると解する。</p> <p>2 では、本件契約による借入れは取締役会決議が必要となる「多額の借財」（362条4項2号）といえるか。「多額」か否かは会社ごとに異なる相対的な概念であるから、当該借財の価格、総資産に占める割合、従来の取扱い等から総合的に判断する他ないと解する。本問の借入金額である200万円は、総資産20億円に占める割合が0.1%と極めて低いし、従来の取扱いである取締役会規則の限度額1000万円に遠く及ばない。よって、当該借入れは「多額の借財」に該当しない。</p> <p>以上より、Bが本件契約を単独で締結したことは適法であるから、本件契約の効果は甲会社に帰属する。</p>
問題2	<p>1 株主総会は、取締役をいつでも解任することができる（339条1項）から、Cの解任は適法である。しかし、正当な理由なく解任された取締役は、会社に対して損害賠償を請求できる（同条2項）。そこで、Cの解任に「正当な理由」があったかが問題となる。</p> <p>同項は、株主による解任の自由と取締役の任期に対する期待の調和を図る趣旨で会社に特別に課された法定責任であり、故意又は過失を要しないと解する。そうすると、「正当な理由」は、法令定款違反や心身の故障などの職務を継続させることができないと判断するのがやむを得ない客観的な事情がある場合と解すべきであり、また、賠償すべき「損害」の範囲は、解任されなければ残存任期中及び任期満了時に得られたであろう利益の喪失と解する。</p> <p>2 Cの解任は逆恨みを動機としており、Cに職務を継続させることができないと判断するのがやむを得ない客観的な事情がある場合ではないから、「正当な理由」はない。</p> <p>以上から、Cは、甲会社に対し、残存任期である7年間分の報酬相当額を「損害」としてその賠償を請求できる。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

問題1	<p>1 新設分割において異議を述べるができる債権者は、810条1項2号に定める債権者である。まず、人的分割類似行為をする場合には異議を述べるができる(同第2かっこ書)。債権者異議手続がとられないからである。また、設立会社が承継する債務について分割会社が連帯保証をする場合を除き(同第1かっこ書参照)、新設分割後の分割会社に対して債務の履行を請求できない分割会社の債権者は、異議を述べることができる(同号)。債権者の同意がないのに債務者が交替する場合だからである。</p> <p>2 本問では、本件新設分割計画③より、人的分割類似行為は行われていないため同第2かっこ書は適用されない。また、同計画①②により、丙会社は、丁会社が承継するβ事業に係る債務について債務者又は連帯保証人とはならない。よって、本件新設分割について異議を述べるができる債権者とは、丙会社に対して債務の履行を請求することができない丙会社の債権者である。</p>
問題2	<p>1 Aが丙会社の不法行為によって損害を被って損害賠償請求権を取得したのは、本件新設分割の効力発生日(令和3年10月1日)より前の日(同年5月)である。そして、これは丁会社が承継するβ事業に係る債権だから、Aによる丙会社に対する損害賠償請求は認められないのが原則である。</p> <p>しかし、Aは、764条2項によれば、同損害賠償請求は認められる。そこで、Aが、同項の要件をみたしているかが問題となる。</p> <p>2 764条2項は、(ア)異議を述べるができる分割会社の債権者であって、(イ)各別の催告を受けなかったこと、(ウ)新設分割計画において分割会社に対して債務の履行が請求できないとされていること、が要件である。そして、(イ)の各別の催告は、官報公告に加えて定款で定めている公告方法による二重公告を行った場合には不要であるが、不法行為で生じた分割会社の債務の債権者に対しては必要である(810条3項)。</p> <p>本問では、Aは、本件新設分割後に丙会社に対して債務の履行を請求することができないから(ア)異議を述べるができる分割会社の債権者である。また、丙会社が定款に定めている公告方法は電子公告であり、これにより二重公告を実施している。もっとも、Aの損害発生時である本件新設分割の効力発生日後において丙会社はAに対する不法行為を知らないため、Aは810条2項の「知っている債権者」ではないから、(イ)各別の催告を受けていない。さらに、本件新設分割計画の②では、丁会社のみ弁済の責任を負うとされているので、(ウ)Aは丙会社に対して債務の履行を請求できない。</p> <p>3 以上のように、Aは、764条2項の要件をみたしているので、丙会社が令和3年10月1日に有していた財産の価額を限度として、体調異変の結果生じた損害の賠償請求は認められる。</p>